解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年九月一日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月四日

札幌市白石区本通三丁目南二番三八号
医療法人社団内科小児科梅谷医院
清算人　梅谷　智代

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年九月三十日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月四日

奈良県五條市西吉野町北曽木四五八番地
財団法人北曽木自治会
代表清算人　井ノ本善清

配当公告

奈良県大和郡山市長安寺町二四二番地
破産者　医療法人雄山会

右の者に対する奈良地方裁判所平成二十一年（フ）第八五五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金二〇五、六三七、九五八円

一、配当することのできる金額
金一四、七二三、七五三円

平成二十三年十一月四日

奈良市西大寺栄町三番二三号　サンローゼビル四階
破産管財人　藤本　卓司

配当公告

香川県三豊市高瀬町上麻三七七五番地
破産者　麻繭詰株式会社

右の者に対する高松地方裁判所観音寺支部平成二十年（フ）第十三号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
優先債権　金一四、〇八一、〇六〇円
一般債権　金一、三六四、〇五六、四五二円

一、配当することのできる金額
優先債権　金一四、〇八一、〇六〇円
一般債権　金七六、九一五、五三四円

平成二十三年十一月四日

高松市古新町一〇番地三　砂屋ビル六階
破産管財人　弁護士　安藤　誠基

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道河東郡上士幌町字上士幌東三線二三六番地、最後の住所札幌市中央区双子山四丁目三番三三号旭山病院
被相続人　亡　佐藤　弘嵩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月四日

事務所札幌市中央区大通西一〇丁目四番一六号ダンロップＳＫビル七階弁護士法人ほくと総合法律事務所札幌オフィス
相続財産管理人　弁護士　坂本　大蔵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道江別市三条三丁目二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　佐藤　順一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月四日

札幌市中央区南一三条西六丁目三番一七―四〇一号、事務所札幌市中央区南一条西八丁目六番地二　ＳＩＴＹビル四階
相続財産管理人　金澤　広士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県北茨城市大津町一七八番地、最後の住所青森県八戸市青葉三丁目二四番四号
被相続人　亡　鈴木　四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月四日

青森県八戸市根城六丁目二番七号ウィンドビル三階三〇一号室
相続財産管理人　弁護士　小西　弘晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都三鷹市井の頭五丁目四八七番地、最後の住所東京都世田谷区松原四丁目八番四―三〇五号
被相続人　亡　岡本　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月四日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　名古屋聡介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区北大塚二丁目九〇三番地、最後の住所東京都港区三田五丁目七番八―八一二号
被相続人　亡　瀬川喜美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月四日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　高橋　元弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県日田市大字夜明三〇一三番地、最後の住所東京都大田区大森東四丁目三四番一六号
被相続人　亡　太郎良茂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月四日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　阿南　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市川中島町四ツ屋二五九番地、最後の住所東京都練馬区大泉学園町六丁目一一番二五号
被相続人　亡　滝澤　重男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月四日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル七階七〇八区―Ｂ千葉法律事務所
相続財産管理人　弁護士　千葉　宗武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町二二三番地
一、最後の住所横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町二二三番地一ハイラーク保土ケ谷二〇八号
被相続人　亡　衛　良樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月四日

横浜市中区不老町一―六―九横浜エクセレントＶビル八階
相続財産管理人　弁護士　横山　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市中島六丁目六番地、最後の住所新潟県長岡市永田四丁目一番四号
被相続人　亡　大平　勝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月四日

新潟県長岡市長倉四丁目七番地―Ｂ一〇一、事務所新潟県長岡市三和三丁目六―一三
相続財産管理人　弁護士　金子　直樹

第18期決算公告　平成23年6月21日

東京都府中市白糸台三丁目31番3号
テクノ車体株式会社
代表取締役　細川　進

貸借対照表の要旨（平成23年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	396,855
	固定資産	6,846
	資産合計	403,701
負債及び純資産の部	流動負債	326,291
	固定負債	65,705
	負債合計	391,996
	株主資本	11,705
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,705
	その他利益剰余金	1,705
	（うち当期純損失）	(46,257)
	純資産合計	11,705
	負債・純資産合計	403,701